

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.47

【共通】問1 危険物の品名と類別に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 塩素酸塩類は、第一類の危険物である。
- (2) ナトリウムは、第二類の危険物である。
- (3) アルコール類は、第四類の危険物である。
- (4) ニトロ化合物は、第五類の危険物である。

【消防用設備等】問1 消防法施行令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）に関する次のa. からd. までの記述のうち、消防法令上正しいものはいくつあるか、次の(1)から(4)のうちから正しいものを1つ選べ。

- a. 令8区画された平屋建て以外の防火対象物の当該区画部分に接して階段を設け、区画された両方の部分から同一階段を用いる場合、当該階段は建築基準法施行令第123条第3項に規定する特別避難階段とする必要がある。
 - b. 令8区画された防火対象物の当該区画部分の床又は壁は、建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造で区画されていることが必要である。
 - c. 防火管理者の選任の可否に係る収容人員の算定に当たっては、令8区画により区画された部分はそれぞれ別の防火対象物とみなす。
 - d. 消防法施行令別表第一（以下「令別表第一」という。）(16)項に掲げる防火対象物で、令別表第一(1)項の用途に供される部分と令別表第一(4)項の用途に供される部分とが令8区画されている場合における自動火災報知設備の設置については、(1)項の用途に供される部分と(4)項の用途に供される部分の面積を合算して判断する必要がある。
- (1) 0 (2) 1つ (3) 2つ (4) 3つ

【消防用設備等】問2 連結散水設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物の地階に連結散水設備を設置する場合、総務省令で定める部分の天井又は天井裏に散水ヘッドを設ける必要がある。
- (2) 連結散水設備の設置義務がある防火対象物であっても、送水口を附置したスプリンクラー設備を消防法令の技術上の基準に従って設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について連結散水設備を設置しないことができる。
- (3) 連結散水設備の設置義務がある防火対象物であっても、消防法令の技術上の基準に従って連結送水管及び排煙設備を設置した部分には、連結散水設備を設置しないことができる。
- (4) 連結散水設備の配管には、当該配管内の水を有効に排水できる措置を講ずる必要があり、逆止弁を設けてはならない。

【防火査察】問1 消防法令違反の是正を求める警告に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 警告は行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防署長等が行うのが適当である。
- (2) 警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者を警告の客体として個別に警告することが適当である。
- (3) 警告書は名あて人に直接交付すべきであるが、直接交付ができない場合は、名あて人に異議がある場合でも、事務の効率を図るため、就業場所にその書類を置いておくことも適当である。
- (4) 警告の履行期限は、個々の違反事項について通常是正可能と認められる客観的所要日数と公益上の必要性との衡量において妥当と認められるものではない。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）第4条に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 消防署長は、建築基準法に基づく確認申請を受けずに増築した消防対象物の実態把握をするため、関係者に対し、法第4条第1項に基づき、図面等の提出を求める資料提出命令を発動した。
- (2) 消防署長は、消防対象物の実態を把握するため、関係者に対し、法第4条第1項に基づき、消防用設備等の維持管理に関する委託契約書の提出を求める資料提出命令を発動した。
- (3) 法第4条第1項に基づき、消防対象物に立ち入る際、当該対象物の所有者から法第4条第2項に規定する証票の提示を求められたので、証票を示したのち、立入検査を実施した。
- (4) 法第4条第1項に基づき、共同住宅の立入検査を実施し、個人の住居内に設置されている消防用設備等を確認するため、住居内に立ち入ろうとした際、占有者から立入を拒否されたので、法第4条第1項に基づき、占有者の承諾を得ることなく、強制的に立入検査を実施した。

【危険物】問1 屋外貯蔵タンクの注入口に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 引火点70℃未満の危険物の屋外貯蔵タンクの注入口には、注入口である旨及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) ガソリン等静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の屋外貯蔵タンクの注入口付近には、接地電極を設けること。
- (3) 火災の予防上支障のない場所に設けること。

- (4) 注入ホース又は注入管と結合することができるものであること。
 (5) 弁又はふたを設けること。

〔危険物〕問2 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 移動貯蔵タンクは、容量を2万リットル以下とし、かつ、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切りを設けること。

- (2) 屋外の防火上安全な場所又は耐火構造等の建築物の1階に常置すること。
 (3) 移動貯蔵タンクの下部に設ける排出口には底弁を設けるとともに、非常の場合に直ちに底弁を閉鎖することができる手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置を設けること。
 (4) 間仕切りにより仕切られた部分には、厚さ1.6mm以上の鋼板等で造られた防波板を設けること。
 (5) マンホール等の附属装置がその上部に突出している移動貯蔵タンクには、附属装置の損傷を防止するための装置を設けること。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

〔地方自治〕

問1 答 (2)

- 解説 (1)、(2) 地方自治法第236条第1項参照。
 (3) 地方自治法第241条第1項参照。
 (4) 地方自治法第241条第3項参照。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 地方自治法第284条第1項参照。一部事務組合は廃止しない。
 (2) 地方自治法第90条及び91条参照。
 (3) 地方自治法第219条第2項参照。
 (4) 地方自治法第2条第4項参照。

〔公務員法制等〕

問1 答 (2)

解説 懲戒処分はそれが行われた時点で完結する行政行為であり、このような行政行為は、その安定性を図る見地から処分権者といえども取り消したり撤回したりすることはできないものとされており、その取消しは、人事委員会又は公平委員会若しくは裁判所のそれぞれの判定又は判決によってのみ行うことができる（最高裁昭50.5.23判決）。

問2 答 (5)

解説 昇任試験を受けることができる者の範囲は、人事委員会の指定する職に正式に任用された職員に限られ（地方公務員法第19条第3項）、臨時職員を含まないことはもとより、条件附任用期間中の職員は含まないとされている（通知昭27.12.4 自丙行発第52号）。

〔消防組織〕

問1 答 (2)

解説 消防組織法は、消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならないとして、第42条第1項において、両者の相互協力義務を明文で規定している。

問2 答 ①消防庁長官 ②維持 ③修理 ④改造 ⑤廃棄

解説 緊急消防援助隊に係る国有財産等の無償使用に関する要綱第5条参照。

〔消防教養〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防組織法第18条第2項参照。
 (2) 消防組織法第18条第3項参照。
 (3) 消防組織法第22条参照。
 (4) 消防組織法第23条第1項参照。非常勤の消防団員については、条例で定める。

〔消防法規〕

問1 答 (1)

解説 消防法施行令第4条の2参照。

問2 答 (3)

解説 消防法第8条の2の3第5項参照。

問3 答 ①設置、②維持、③関係者、④必要な措置

解説 消防法第17条の4第1項参照。

問4 答 (5)

解説 消防法第41条第1項第5号参照。

〔消防設備〕

問1 答 (2)

解説 消防法施行令第9条は、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、避難器具、誘導灯のうち特定のもの以外の消防用設備等が適用を受ける。

問2 答 (3)

解説 誘導灯は、避難設備である。

問3 答 ①スプリンクラーヘッド、②1,000㎡未満、③水道、④特定施設

解説 消防法施行令第12条第2項第4号参照。

取り組むことが望ましい。

- e. 病院実習は救命センターやICUを有する施設に限る必要はなく、メディカルコントロール協議会で検討し二次救急医療機関にも協力を求める。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法別表第一。
(2) 消防法別表第一。ナトリウムは第二類の危険物ではなく、水と作用して発熱するとともに水素ガスを発生し発火する第三類の危険物である。
(3) 消防法別表第一。
(4) 消防法別表第一。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 消防法施行令第8条。平屋建て以外の防火対象物では、令8区画された部分のそれぞれに階段を設置することが必要。
(2) 消防法施行令第8条。準耐火構造ではなく、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造で区画されていることが必要。
(3) 消防法施行令第8条。令8区画された防火対象物の各部分を、それぞれ別の防火対象物とみなすことができるのは、第2章第3節（消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準）の規定の適用のみ。
(4) 消防法施行令第8条。令8区画された部分に係る自動火災報知設備を含む消防用設備等の設置については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 消防法施行令第28条の2第2項第1号。消防法施行規則第30条の2の2第1号イでは、散水ヘッドは「天井の室内に面する部分及び天井裏の部分に設けること。ただし、天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物若しくはその部分又は天井裏の高さが0.5メートル未満の防火対象物若しくはその部分にあっては、天井裏の部分に設けないことができる。」とされており、「総務省令で定める部分の天井又は天井裏に散水ヘッドを設ける必要がある」は正しい。
(2) 消防法施行令第28条の2第3項。
(3) 消防法施行令第28条の2第4項、消防法施行規則第30条の2の2第1号。
(4) 消防法施行規則第30条の3第3号へ及びト。

連結散水設備の配管には、当該配管内の水を有効に排水できる措置（排水弁の設置）を講ずるとともに、逆止弁を設ける必要がある。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
(2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 直接交付できない場合で、名あて人に意義がないときは、就業場所に警告書を置いておくことで交付にかえることができるが、名あて人に疑義がある場合も、就業場所にその書類をおくことは不適当。
(4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
(2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 違反処理マニュアルにより適当。
(4) 個人の住居に立ち入る場合は、関係者の承諾を得る必要があるので、不適当。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 屋外貯蔵タンク等の注入口は、取り扱う危険物の引火点等の危険性状に応じ、火災防止のための対策が必要とされている。掲示板の設置は、常温で引火危険性がある引火点21℃未満の危険物に対し義務付けられている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第11条第1項第10号参照。

問2 答 (1)

解説 移動タンク貯蔵所は、移送中等における危険物の事故の発生防止・被害拡大防止のために必要な対策が義務付けられている。移動貯蔵タンクの容量の上限は、3万リットルとされている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第15条第1項参照。